

平成28年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	33	府省庁名	復興庁・経済産業省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	特定復興産業集積区域における新規立地促進税制（再投資等準備金及び再投資設備等に係る特別償却）の延長及び要件の緩和		
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>① 目的 産業集積の形成及び活性化を図ることを通じた雇用機会の確保に寄与する事業を実施する企業の新規立地を支援するもの。</p> <p>② 対象となる法人 復興推進計画の認定日以降に設立された法人で、一定の要件を満たすものとして認定地方公共団体が指定したもの。</p> <p>③ 課税の特例の内容 平成28年3月31日までの間に認定地方公共団体の指定を受けた法人が、指定の日から同日以後5年が経過する日までの期間内の日を含む各事業年度において、所得金額を限度として再投資等準備金として積み立てたときは、その積立額の損金算入を認める。 また、特定復興産業集積区域の区域内でその再投資等準備金に係る東日本大震災復興特別区域法第2条第3項第2号イに定める事業の用に供するために機械・建物等に再投資等を行った場合、当該機械・建物等の取得等については、再投資等準備金の益金算入額を限度に特別償却（即時償却）を行うことができる。</p> <p>・ 特例措置の内容</p> <p>① 本特例措置の適用期限（平成28年3月31日）を5年間延長し、平成33年3月31日までとする。 また、福島復興再生特別措置法第74条の読替規定により、本特例措置の対象となる地域が拡大されている福島県についても同様とする。</p> <p>② 現行制度において、新設法人の要件の1つとして、指定を受ける事業年度において一定額以上（3億円以上、中小企業者等においては3千万円以上）の設備投資を行うことが求められている。 この要件について、複数事業年度（指定を受けた日を含む事業年度から起算して最長3事業年度以内）に分割して行う設備投資を認めるものとする。なお、設備投資額合計が一定額以上に到達しない事業年度においては、再投資等準備金の積立てを認めないものとする。</p>		
関係条文	<p>○東日本大震災復興特別区域法第40条</p> <p>○福島復興再生特別措置法第74条</p> <p>○東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第18条の3、第18条の4、第26条の3及び第26条の4</p> <p>○地方税法第23条第1項第4号、第72条の14、第72条の23及び第292条第1項第4号</p>		
減収見込額	[初年度] ▲31 (▲11)	[平年度] ▲31 (▲11)	(単位：百万円)
	[改正増減収額]	—	

<p>要望理由</p>	<p>(1) 政策目的 被災地における産業・なりわいの再生は未だ十分とは言えない中、新たな企業の設立及び投資を促進することによって、雇用機会を確保する必要がある。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>①指定期間の延長 被災3県の沿岸部又は避難指示区域等に所在していた企業の事業再開率は、岩手県で75.5%（H27.2時点）、宮城県で80.8%（H27.3時点）、福島県で56.6%（H27.7時点）にとどまっている上、企業立地動向調査における被災3県の工場立地件数の全国シェアについても、平成22年には6.4%だったものが平成26年には5.8%に低下している。</p> <p>他方で、被災地における産業用地の供給は本格化しつつあり、岩手県及び宮城県の沿岸部並びに福島県全県において、平成28年度以降に約483haの産業用地が供給予定となっている。</p> <p>このように、被災地では事業再開率が震災前の7～8割となっており、雇用機会の確保は急務となっているが、企業の立地先として被災地が選択される機会が相対的に低下していることを踏まえると、被災地における産業用地の供給が本格化しつつある中、平成28年度以降においても、引き続き新規立地を支援していく必要がある。</p> <p>そこで、上述の様な、事業活動の状況、産業用地の供給状況を勘案し、地方公共団体からの要望や復興推進会議における議長指示等を踏まえ、本特例措置について平成33年3月31日まで5年間の延長を要望する。</p> <p>②要件の緩和 1社あたりの年間設備投資額の全国平均（H21～H25）を、法人企業景気予測調査（内閣府・財務省）から算出したところ、中小企業（指定を受けた日を含む事業年度単年度で30百万円以上の設備投資を行うことが新規立地促進税制の指定要件）においては、製造業で約11百万円、非製造業で約6百万円となるなど、単年度で設備投資要件を充足するのは困難な状況にあると考えることができる。</p> <p>そこで、複数事業年度（指定を受けた日を含む事業年度から起算して最長3事業年度以内）にかけての設備投資を認めることで、従来の要件では指定を受けることが困難だった中小企業や中堅企業における新規立地促進税制の活用促進を図る。</p>
<p>本要望に対応する縮減案</p>	<p>—</p>

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>■軽罪産業省政策評価体系</p> <p>4. 中小・地域</p> <p>4-5 福島・震災復興</p>
	政策の達成目標	特定復興産業集積区域における新規立地新設法人数の増加
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	<p>延長期間</p> <p>5年間（平成28年4月1日から平成33年3月31日まで）</p>
	同上の期間中の達成目標	政策の達成目標に同じ
	政策目標の達成状況	特定復興産業集積区域において新設される企業の動きは低調であり、投資・雇用の十分な創出には至っていない。
有効性	要望の措置の適用見込み	<p>法人の指定件数</p> <p>平成28年度：8件</p> <p>平成29年度：8件</p> <p>平成30年度：8件</p> <p>平成31年度：8件</p> <p>平成32年度：8件</p>
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	本特例措置を延長することにより、特定復興産業集積区域における企業の新設を促進し、被災地における投資の促進及び雇用機会の確保に資することができる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	他の復興特区税制に基づく措置（復興特別区域法第37条から第39条まで）
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	被災地における産業用地の供給の進捗等に伴い、今後、企業立地が見込まれている。そのため、企業の新設を下支えする新規立地促進税制により、引き続き雇用機会の確保を図る必要がある。また、本特例措置は、特定復興産業集積区域に限定するとともに、新規に立地する法人に限定するものであり、政策目的達成手段として妥当である。

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>法人の指定件数 平成 24 年度：2 件 平成 25 年度：4 件</p>
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>—</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>本特例措置を通じて、新たな企業の設立及び投資を促進し、雇用機会の確保に資することができる。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>特定復興産業集積区域における新規立地新設法人数の増加</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>前回要望時において指定法人が年間 24 社ずつ増加する見込みであったところ、これまでの指定法人数は 6 社にとどまっている。指定法人数が増加しない理由として、被災地では、土地区画整理事業等に基づく土地の造成工事が現在も進行中であり、平成 28 年度以降に造成工事が完了する予定となっている市町村が少なくないことや、設備投資の要件が投資実態に比べ高いハードルとなっていることが、本特例措置の活用が進まなかった理由と考えられる。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成 23 年度創設 平成 26 年度要件緩和 (一定の条件を満たす区域外事業所の設置を認めるもの)</p>